

契 約 変 更 の 内 容

施 設 名 福島地方環境事務所	
業 務 名	令和 4 年度中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務（第 1 回変更）
契約変更年月日	令和 5 年 3 月 2 2 日
業 務 場 所	特記仕様書記載内容のとおり
契 約 業 者 名	（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 2 0 号
工 期 （ 自 ）	令和 4 年 4 月 1 日
工 期 （ 至 ）	令和 5 年 3 月 3 1 日
業 務 概 要	本業務は、福島地方環境事務所における中間貯蔵施設設置に必要な土地等の取得及びこれらに伴う補償等に関する業務（輸送用道路を含む）の一部を用地資料作成整理部門として委託するものである。
契 約 金 額	金 3 4 3, 9 1 5, 0 0 0 円（消費税込）
変更後の契約金額	金 3 0 0, 3 8 8, 0 0 0 円（消費税込）
変 更 理 由	新型コロナウイルス感染防止のため、会議回数及び実績による減が生じた。また、当初予定していた建物等を所有する関係者の調査承諾が得られなかったことにより、調査関係、旅費交通費、安全対策費、特殊勤務手当の数量の減となるものである。

様式3号

契 約 の 内 容

施 設 名	福島地方環境事務所
業 務 名	令和4年度中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 方 法	随意契約
業 務 場 所	特記仕様書記載内容のとおり
業 務 種 別	特記仕様書記載内容のとおり
契 約 業 者 名	(一社) 日本補償コンサルタント復興支援協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門一丁目1番20号
工 期 (自)	令和4年4月1日
工 期 (至)	令和5年3月31日
業 務 概 要	本業務は、福島地方環境事務所における中間貯蔵施設設置に必要な土地等の取得及びこれらに伴う補償等に関する業務(輸送用道路を含む)の一部を用地資料作成整理部門として委託するものである。
契 約 金 額	343,915,000円(消費税込)
予 定 価 格 (随意契約の場合)	343,959,000円(消費税込)

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

業 務 名	令和 4 年度中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務
契約業者名	一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会
随意契約理由	<p>本業務は、令和 4 年度に中間貯蔵施設の整備に必要な土地等の取得等（面積約 1 9 0 ha、地権者数約 1 5 0 名）及びこれに伴う補償等について、現地の補償対象物件に係る物件所有者の調査承諾が得られ次第直ちに調査・算定を行う用地調査等業務、それら業務成果の審査等を行う用地資料作成整理等業務を実施するものであり、帰還困難区域内の補償対象物件の把握、中間貯蔵区域内の補償算定の特殊性を理解し、これらを一体的に行うことで、迅速、かつ、効率的に用地取得の支援業務の遂行が可能となる。</p> <p>本業務の実施に当たっては、用地補償の専門的、かつ、高度な知識を有する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」第 1 4 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された資格者）や国、地方公共団体の職員または補償関係コンサルタントの従業員として長く用地実務経験を有する者などが履行期間を通して必要となる。</p> <p>参加者確認公募方式が令和元年 1 0 月より建設コンサルタント等に拡充されたこともあり、令和 3 年度中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務は、当該補償業務管理士等の技術者を履行期間通して動員配置し、業務に必要な体制を確保維持し続ける者が一者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、参加者確認公募方式により募集を行った結果、参加表明があった者は、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会一者であり、参加希望書類審査結果報告書のとおり同者が応募要件を満たしていることが確認できたため、同者と随意契約を行ったところである。</p> <p>令和 4 年度業務においても、本業務の実施に必要な特殊な技術等に変更がないことから、「参加者確認公募方式による調達手続について」（平成 2 1 年 1 月 2 8 日付け環境会発第 090128003 号大臣官房会計課長通知）別添 1 2 「応募要件を満たすと認められる者が一しかない場合の取扱い」の規定により「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断されるため、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項の規定に基づき、同者と随意契約を行うこととするものである。</p>

なお、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会は、大規模災害の復興等事業、大規模災害を起因とする事業等の用地補償業務を支援し、もって広く公共の福祉の増進に寄与することを目的として、復興事業の支援及びそれら業務を受託する受け皿となるべく、平成26年4月に設立され本業務を受注してきたものであり、平成27年12月には、政府方針に基づき復興庁、環境省連名通知及び国土交通省通知により、中間貯蔵施設事業に係る更なる協力要請を行ってきた経緯がある。

現在では全国に加盟法人約400社、補償業務管理士を2,000名以上の会員を動員することが可能で、中間貯蔵施設事業の施行に支援してきたものである。